

相続税の申告をするためには 用意する書類がこんなにある！

□相続税の申告はまず資料集めから始める

相続税の申告は、被相続人の財産・債務をすべて洗い出し、それを相続税法の規定にしたがって適正に評価していかなければなりません、そのために用意すべき資料がたくさんあります。

私の事務所で相続税の申告を行なう際には、まず、相続人に220～224ページのような『必要書類確認リスト』を渡して、どのような資料が必要になるかを説明するとともに、当事務所で集めるものと相続人に用意してもらうものとの区分け（表の税理士欄と相続人欄のいずれかに○印）をすることから始めます。

なお、この確認リストを見ていると、それだけで頭が痛くなってきますが、もちろんリストのすべてが必要なわけではありません。

被相続人が、会社の経営者でなければ「No11」は関係ないし、証券会社と取引がなければ「No10」は関係ないといった具合に、それぞれの相続ごとに必要書類は異なります。逆に、このリストに載っていない書類を確認しなければならない場合もあります。

相続税の申告に必要な書類のうち、市町村役場や金融機関、保険会社などから取り寄せなければならない書類として、出生までさかのぼった改製原戸籍や預貯金・有価証券の残高証明書、不動産関係の各種書類などがあります。ただし、普通の人はこのような書類を取り寄せたことがありませんので、これらの資料を収集すると思っただけで非常に大きなストレスを感じ、どうしていいかわからずにパニックを起こしてしまうこともあります。

私の事務所で相続税の申告を行なう場合には、市町村役場や金融機関などから取り寄せる必要があるものはすべて当事務所が代理人として取り寄せることで、相続人のみなさんのストレスを少しでも軽減するようにしています。

また、無事に遺産分割協議が成立しても、その後に預貯金や有価証券などの解約や名義変更手続きを行う必要があります。これらの手続きもほとんどの相続人のみなさんにとってはじめての経験なので、大きなストレスとなります。

そのため、当事務所で相続税の申告を行う際には、遺産分割協議書の作成とともに金融機関や保険会社などの預貯金等の解約や名義変更に必要な書類も合わせて整えるようにしています。

本来は遺言書なり遺産分割協議書があれば、金融資産の解約や名義変更手続きは可能なのですが、たいていの金融機関はトラブルを警戒して、その金融機関独自の名義変更に関する書類を用意しなければ名義変更（解約を含む）に応じてくれません。

そこで当事務所では、残高証明を取りに行く際には、その金融機関独自の名義変更に必要な書類をもらっておいて、遺産分割協議がまとまって遺産分割協議書を作成するときに、いっしょに各金融機関の名義変更に関する書類も作成するようにしています。

相続によっては、遺産分割協議書には署名、押印したのに、その後、兄弟仲が悪くなってしまい、あとで銀行の書類に署名・押印を求めても「遺産分割協議は終わったんだから、いまさらそんな銀行の名義変更の書類には判は押せない」と拒否されてしまうこともあるからです。

□家族の金融資産も確認が必要です

相続税の申告は亡くなった人の財産についての申告ですから、大概の人は亡くなった人名義の財産資料だけを収集すればいいと思っているようですが、そうではありません。

224ページの必要書類確認リストの「No19」にあるように、配偶者や同居親族などの親族名義の金融資産なども調べる必要があります。

たとえ預貯金や有価証券などが子供や孫などの名義になっていても、実質的な所有者が亡くなった人であると考えられるものは、名義預金等として故人の財産として申告しなければ、12章で詳しく説明しているように、税務調査で徹底的に追及されるはめになってしまいます。

◎相続があったときの「必要書類確認リスト」◎

【相続税申告の際の必要書類と確認事項】			
年 月 日死亡			
被相続人 : 氏名			
相続人 : 人 (連絡先: 電話)			
No.	内 容	税理士	相続人
1	被相続人(亡くなった人)の経歴書および相続関係図		
2	被相続人の戸(除)籍謄本 *1通は早めに当事務所までFAXまたは郵送		<input type="checkbox"/> 税務署用 (通) <input type="checkbox"/> 法務局 (通) <input type="checkbox"/> 預貯金等名義変更(通)
	被相続人の改正原戸籍(出生から死亡までのもの) ・ 市町村(筆頭者または戸主) ・ 市町村(筆頭者または戸主) ・ 市町村(筆頭者または戸主) ・ 市町村(筆頭者または戸主)		<input type="checkbox"/> 税務署用 (各 通) <input type="checkbox"/> 法務局 (各 通) <input type="checkbox"/> 預貯金等名義変更(各 通)
	被相続人の住民票の除票		<input type="checkbox"/> 法務局 (通)
3	各相続人の戸籍謄本		<input type="checkbox"/> 名×(各自 通)
4	各相続人の印鑑証明書 名×(各自 通) *相続人代表者は残高証明取寄せ用に+ 通		<input type="checkbox"/> 預貯金の数 (通) <input type="checkbox"/> 税務署用 (通) <input type="checkbox"/> 法務局 (通)
5	同居相続人の住民票または戸籍の附票		<input type="checkbox"/> 世帯全員×1通
6	遺言書がある場合…遺言書		

No.	内 容	税理士	相続人
7	遺産分割協議書が成立している場合は遺産分割協議書		
8	不動産に関する書類		<input type="checkbox"/> 土地建物登記簿謄本 <input type="checkbox"/> 死亡年分の固定資産税の課税明細書(または評価証明書、名寄帳) <input type="checkbox"/> 公図 <input type="checkbox"/> 住宅地図 <input type="checkbox"/> 実測図 <input type="checkbox"/> 建築確認申請書
	借地がある場合		<input type="checkbox"/> 賃貸借契約書の写し
	貸地、賃貸建物がある場合		<input type="checkbox"/> 賃貸借契約書の写し
9	預貯金 過去3年程度の通帳のコピーをします(必要な場合は、もっと古いものも)		(金融機関名) <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
	預貯金がある金融機関の残高証明書 *死亡日現在のものを取り寄せ *残高証明書には死亡日現在に解約したとした場合の既経過利息(定期性預金について)を記入してもらってください		<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
	定期預金証書がある場合		<input type="checkbox"/> 証書のコピー
	死亡直前に葬式代等のために解約した預貯金がある場合 *葬式代を立て替えている人はいますか?		<input type="checkbox"/> その金額
	相続人が被相続人の残高証明書を金融機関から取り寄せる場合(金融機関に持参する必要あり。以下証券会社についても同じ)		<input type="checkbox"/> 被相続人の戸(除)籍謄本 <u>*コピーを取って返してもらうこと</u> <input type="checkbox"/> 窓口に行く相続人の戸籍謄本 <u>*コピーを取って返してもらうこと</u>

No.	内 容	税理士	相続人
	*残高証明書の発行依頼に行く際に <u>相続手続きに必要な書類をあわせてもらってください(証券会社についても同じ)</u>		<input type="checkbox"/> 窓口に行く相続人の印鑑証明書 <input type="checkbox"/> 窓口に行く相続人の実印 <input type="checkbox"/> 窓口に行く相続人の本人確認できるもの(免許証など)
10	上場株式、証券投資信託、公社債、外国証券などの預貯金以外の金融資産 証券会社(または信託銀行等)に保護預かりしている場合 証券がある証券会社の残高証明書 ※死亡日現在のものを取り寄せ ※証券投資信託等がある場合は死亡日現在の相続税評価額計算書も合わせて発行してもらってください		(証券会社名) <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
	株券を自宅保管している場合		<input type="checkbox"/> 証券の写し
	端株がある場合		<input type="checkbox"/> 確認のため会社から送られてきた配当金通知書、議決権行使書
11	自社株式(未上場株式) 過去3期分の決算書		<input type="checkbox"/>
	会社所有の不動産がある場合		<input type="checkbox"/> 上記8と同じ
	死亡退職金がある場合		<input type="checkbox"/> 議事録等
12	ゴルフ会員権、リゾート倶楽部などの会員権、貸付金など		<input type="checkbox"/> 証書、その他明細のわかるもの
13	生命保険金 被相続人の死亡保険金		<input type="checkbox"/> 保険金支払明細書
	被相続人以外→被保険者 被相続人→契約者(保険料を負担している)		<input type="checkbox"/> 保険証券

No.	内 容	税理士	相続人
	*生命保険金は契約者のものです。よって被保険者が被相続人でなければ死亡保険金の発生事由とはなりません。解約すれば解約返戻金が支払われますので、解約したと仮定した場合の解約返戻金相当額が相続財産となります。		<input type="checkbox"/> 保険会社から死亡日現在の「生命保険に関する権利の評価額の計算書(証明書)」をもらってください。 <input type="checkbox"/> 郵便局の場合は「簡易生命保険権利評価額証明書」
14	損害保険金のうち満期返戻金のあるもの 火災保険などで満期金のある積立の場合は解約すれば解約返戻金が支払われますのでその金額が相続財産になります。 農協の建物更生共済		<input type="checkbox"/> 保険証書 <input type="checkbox"/> 保険会社から発行してもらう「死亡日現在の解約返戻金相当額の計算書」 <input type="checkbox"/> 農協から発行してもらう「死亡日現在の共済掛金払込証明書」
15	借入金・未払金		<input type="checkbox"/> 相続開始後に支払った医療費の領収書 <input type="checkbox"/> 固定資産税、住民税などの納税通知書(年分) <input type="checkbox"/> 金融機関からの借入は「死亡日現在の残高証明書」 <input type="checkbox"/> 借入金の使途の明細
16	葬式費用 *香典は受け取っても相続財産にはなりません *香典返し、四十九日などの法要費用、仏壇、お墓などの購入代金は、葬式費用としての控除にはなりません。		<input type="checkbox"/> 葬式および葬式に付帯して生じた費用の領収書 <input type="checkbox"/> お経、戒名代、手伝い御礼など領収書のないものはその明細を記入
17	その他相続人名義の財産		<input type="checkbox"/> 自動車 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 貴金属

相続税調査には こうして対処しよう

税務署の調査というとなんともビビるもの。
その実態を事前に知っておきましょう。

この章のキーワード

- ▶ 税務調査（ぜいむちょうさ） → 252 ページ
- ▶ 名義預金（めいぎよきん） → 254 ページ
- ▶ 家事労働の対価（かじろうどうのたいか） → 257 ページ
- ▶ 不動産の売却（ふどうさんのばいきやく） → 260 ページ
- ▶ 住宅取得資金（じゅうたくしゅとくしきん） → 261 ページ
- ▶ 現物確認（げんぶつかくにん） → 262 ページ
- ▶ 建築確認申請書（けんちくかくにんしんせいしょ） → 264 ページ

No.	内 容	税理士	相続人	
				<input type="checkbox"/> 書画骨董 <input type="checkbox"/> 盆栽
18	被相続人が確定申告している場合			<input type="checkbox"/> 過去年分の確定申告書 （ 年分）
19	配偶者、同居親族などの預金 （名義預金がある場合）			<input type="checkbox"/> 預貯金のある金融機関の残高証明書（死亡日現在） <input type="checkbox"/> 預金通帳（過去3年程度） <input type="checkbox"/> 定期預金がある場合はその証書コピー（死亡後に解約した場合は利息計算書も）
20	死亡日前3年以内に相続人に対して贈与があった場合			<input type="checkbox"/> 贈与年月日 <input type="checkbox"/> 贈与税の申告書 <input type="checkbox"/> その他贈与金額を明らかにするもの
	相続時精算課税を選択した相続人がいる場合			<input type="checkbox"/> 相続時精算課税による贈与税の申告書
21	過去に不動産の売却がある場合			<input type="checkbox"/> 売却代金と収入金額の用途 <input type="checkbox"/> 売却年度の確定申告書
22	過去に退職金を受け取っている場合			<input type="checkbox"/> その金額と用途
23	被相続人が相続税申告をしている場合			<input type="checkbox"/> 前回の相続税の申告書

忘れたころにやってくる 税務署の相続税調査

税務調査が行なわれる時期と時間は

相続税の税務調査は、相続税の申告を行なった人の30%ぐらいの割合で行なわれていますので、かなりの確率で税務調査が行なわれると考えなければなりません。相続税の調査は、相続税の申告書を提出した年の秋、もしくは翌年の秋に行なわれる場合が最も多く、通常は相続税の申告を行なった税理士の事務所に連絡があり、日程調整を行なったうえで調査日が決められます。

そして、一般的には調査日の午前10時に税務署の調査官（たいていは2人）が、被相続人の自宅に訪問して調査が始まります。

税務調査は、だいたい10時からお昼の休憩をはさんで16時ごろまでのあいだ、税務署の調査官、相続人の代表者（一般的には、被相続人の配偶者か同居相続人）、税理士の三者によって行なわれます。

被相続人の生い立ちや職歴、趣味などを聞いてくる

税務調査では、まずは被相続人の生い立ちや職歴、住所の移動、親族関係などを聞いてきますが、これは隠し財産の有無を念頭において聞いています。

つまり、預貯金などを隠す場合には、一般的に土地勘のある金融機関に預けますし、自分以外の名義で預金する場合も親族名義で行なうことが普通なので、そのへんを探るわけです。

また、趣味などをさりげなく聞くことによって、たとえば、被相続人はゴルフが趣味だったとわかります。ゴルフが趣味なら、ゴルフ会員権をもっているのではないかと、などと推測していくわけです。

病歴や入院費用、看病の状況なども聞いてくる

被相続人が病気で亡くなった場合などは、どんな病気で死亡したのか、

入院期間はどれぐらいだったのか、誰が看病をしていたのか、入院期間中のお金の管理は誰がしていたのか、入院費はどれぐらいかかったのか、などについていろいろと聞いてきます。じつは、これもすべてねらいがあって聞いてくるのです。

たとえば、突然死の場合と、入院が長引いた末に死亡した場合とを比較したときに、癌などで長期入院の結果、死亡していれば、その入院している間に金融資産を移動して、どこかに隠したのではないかと疑うわけです。

また、看病をしていた人やお金の管理をしていた人が、被相続人に最も近い人であるため、被相続人の金融資産がその人の名義にかわっているのではないかと、といったことも調査官は考えるわけです。

香典帳や手紙などをみたら

税務調査では、よく「香典帳」をみたりします。香典収入は相続税の対象ではありませんし、所得税も非課税ですから、香典をいくらもらっているかが税金とは関係ありません。

それでは、なぜみたらかということ、“誰がお葬式にきているか”といったことを中心にチェックするためなのです。

つまり、銀行や証券会社などの担当者がお葬式にきていれば、“その金融機関と取引があるはずだ”と推定できるので、相続税の申告書に財産として計上されていない銀行や証券会社などの人がお葬式に参列していれば、その金融機関に被相続人の財産があるのではないかと考えるわけです。

被相続人の手紙をみたらのも同様の理由ですが、被相続人の日記や手帳などがあれば税務署は喜んでみたりします。日記や手帳などに被相続人のお金の流れのヒントになることが記載されていることがあるからです。

税務調査官に手紙や日記、手帳などをチェックされて疑問点を指摘され、あわてないためには、被相続人の遺産調べの段階で手帳等を調べておき、相続財産にモレがないかどうか事前にチェックしておく必要があります。

相続税調査の最大のポイントは 預金の名義を探ること

□名義が変わっていても名義預金は被相続人の財産

相続税の税務調査で最も問題になるのは、“被相続人以外の名義の預貯金や株式は誰のものか”ということです。

つまり、生前に預貯金などの名義をどんどん妻や子供、孫などにかえておくと相続税の対象にはならない、というのであれば、相続税は課税できないことになってしまいます。

きちんと贈与税の申告を行ない、本当にその名義となった人にその財産そのものをあげたのであれば、もちろん問題はありません。しかし、よくあるのは、“預貯金や株をいろいろな名義に分散しておけば、何かの役に立つだろう”といった考えで、親族名義に分散しているケースです。

このような場合、本人に贈与したという意識がないものですから、名義だけ子供や孫などにしておき、その通帳や印鑑は本人が管理して、自分のものとして使用しているケースが多いようです。このような預金がまさに「名義預金」であり、これは誰のものかといえば名義人である子供や孫のものではなく、本人である被相続人のものということになります。

名義が妻や子供、孫などになっていても、これが「名義預金」である以上、実質の所有者は被相続人ですから、相続税の申告書に被相続人の財産として計上しなければなりません。それを、“名義がかわっているから大丈夫だろう”といった考えで相続財産からはずしておくと、税務調査のときに徹底的に追及されることとなります。

□預金の出し入れについてはチェック済み

税務調査官は税務調査にくる前に、相当な期間をかけて、被相続人の財産状況などを調べています。

特に、預貯金や上場株式などの動きについては、銀行や証券会社に出

向いて相続開始の数年前からの動きを調べています。

たとえば、相続開始の3年前に1,000万円の定期預金が満期をむかえていたり、あるいは解約になっていた場合には、その1,000万円の行方としては、つぎのようなことが予想されます。

だいたい、以上のようなことが想定されますが、消費してつかってし

- ①同じ銀行で預貯金として継続をする
- ②他の銀行の預貯金に預け換えをする
- ③証券会社や信託銀行などで株や証券投資信託など、預貯金以外の金融資産にかえる
- ④自動車や不動産などの資産購入にあてる
- ⑤現金にして自宅の金庫やタンスにしまっておく
- ⑥子供や孫などの名義にかえて預金を続ける
- ⑦子供や孫の車や不動産の購入資金として贈与する
- ⑧家族旅行などで消費する
- ⑨上記①から⑧までの複合形

まわらないかぎりには、必ず何らかの財産になっているわけですから、税務調査官はその“ひも付き”を調べたうえで、疑問点を洗い出して調査にきています。

上記①から⑤が実際の行動であれば当然、相続財産として申告書に載ってくることになりますし、載っていなければ“隠している”ということになって追及されることになるわけです。

⑥のケースは、前述した「名義預金」ですから、たとえ子供や孫名義であっても、相続財産として申告しなければなりません。申告していなければ、名義預金として追及されます。また⑦のケースは、贈与税の申告が行なわれていればよいのですが、無申告であれば当然、問題となります。

“まさか税務署にはわからないだろう”と思っていることでも、税務署では把握していることが多いので、安易な思い込みは要注意です。

□相続発生前に引き出した預金の計上を忘れずに

ガンなどが原因で亡くなった場合、亡くなる前に、被相続人の預貯金がある程度おろしていたというケースは少なくありません。

これは「死亡したら預貯金が封鎖されて葬式代にも困るので、早めにおろしておこう」とか、「死亡してからの預貯金の解約手続きは大変らしいので、生きているうちにおろしておこう」などという理由によるようですが、亡くなる前に預貯金をおろしたり、配偶者などの名義で管理保管しておいて、いざというときに備えることは税務上、何の問題もありません。

ただ、死亡前に引き出したため被相続人の預貯金としては存在していても、自宅金庫や戸棚などに現金として保管されたり、相続人名義の預貯金として管理されたりしているお金なわけですから、「手持ち現金」として相続財産に計上しなければならないのです。

「死亡する5日前に被相続人の預金を500万円おろしたが、葬式代として全部使ってしまったから現金はない」と考えて、相続税の申告書に財産としての現金計上をせずに、葬式代だけを債務として控除してしまうというケースがよく見られます。

つまり、この500万円は死亡日には自宅の金庫にあったわけですから、これ以外の財産が1億円あったとしたら、正味財産は「1億円+500万円（手持ち現金）-500万円（葬式代）=1億円（課税価格）」としなければならないところを、「1億円+手持ち現金0円-500万円（葬式代）=9,500万円（課税価格）」としてしまうのです、しかし、死亡前におろしていた手持ち現金を申告しないでおくと、仮装、隠蔽をしたとして**税務調査で重加算税**の対象になる場合もあるので注意してください。

また、「夫がガンになって余命2年といわれた。毎月少しずつ預金をおろしておけば税務署にバレない」と考えて、毎月50万円から100万円ずつ預金をおろして2年間で2,000万円をタンス預金にして、相続税の申告から除外する人もいます。

しかし、これは明らかな脱税です。税務署は、相続税の申告内容をチェックする際に、被相続人の過去の預金の動きも調べるので、このような除外をすればたいいバレてしまい、悪質な所得隠しとして**重加算税**の対象になります。手持ち現金として相続財産に計上してください。

税務調査③

家事労働の対価

“奥さんの預金”は亡くなった夫の財産と認定される!?

□専業主婦の預貯金は要注意

たとえば、結婚してからずっと専業主婦である妻の名義の預貯金があったとします。専業主婦なので当然、自分の稼ぎはないわけですから、妻名義の預金の形成過程としてはだいたい、つぎのいずれかによることになります。

- ①妻自身の親等の相続で取得した
- ②結婚前に働いていたときの預貯金
- ③夫からもらったもの
- ④生活費をためてヘソクリしたもの

このような形成過程だとすると、①や②の事実があればいいのですが、そうでなければ、夫からもらったか、生活費をやりくりして貯めた、といった答えになってしまいます。

妻名義の預金の金額がそれなりにある場合には、夫からもらったと主張すれば贈与税の申告があればともかく、そうでなければ税務署は夫のお金を妻が管理していただけであり、これは“夫である被相続人の預貯金である”と主張してきます。

また、ヘソクリで貯めたものだといっても、そもそも税務署は「**家事労働の対価**」を認めていないので、ヘソクリは夫のお金を妻が管理していたものであり、夫である被相続人の財産であるというように主張するわけです。

□ウソの回答をするとあとでとんでもないことに

被相続人が夫で、その妻が相続人代表として調査に立ち会っていたとします。このような場合、税務調査官は立ち会っている妻に対して、だいたいつぎのようなことを聞いてきます。

「生活費はいくらぐらいかかりますか？ その生活費はご主人からど

のようにしてわたされていたのですか？」

「お金の管理はご主人がしていたのですか？ それとも、奥さんがしていたのですか？」

「亡くなったご主人が利用していた金融機関や証券会社はどんなところがありますか？」

「奥さんが利用している金融機関や証券会社はどんなところがありますか？」

「奥さんは、A銀行は利用していないんですか？」

「奥さんの預貯金はだいたい、いくらぐらいありますか？」

などなどです。税務調査官は、事前にある程度の調べをしています。上記の質問のなかには、すでに調べてわかっていることも多いのですが、あえて知らない振りをして聞くことによって、調べていたことと矛盾する回答を奥さんがすれば、その矛盾点をすどくついてくるわけです。実例をあげておきましょう。

【夫の定期預金1,000万円が満期になった際に、妻が自分の名義でA銀行に定期預金として預け入れていたケース】

調査官「奥さん名義の預金はどの銀行にいくらぐらいありますか？」

妻「郵便局に500万円ぐらいあるだけで、あとはありません」

調査官「へんだなー、A銀行に奥さん名義で1,000万円の定期預金があるんですが、奥さんはご存知ないんですか？ それならこれは、ご主人の預金なんですね」

妻（あわてて）「ついうっかり言いそびれてしまいました。私がパートで働いて貯めたお金をまとめてA銀行に定期預金として預けたお金なんです」

調査官「そうですかー。ところで、A銀行に奥さんが1,000万円の定期預金を預け入れた日に、B銀行にあったご主人の定期預金1,000万円が満期になっているんですが、継続されずにどこにいったかわからないんで



すよねー。この1,000万円を奥さんが自分の名義でA銀行に預けたのではないのですか？ パートで貯めたお金を1,000万円まとめたのなら、もともと貯めていたお金はどこにあったのですか？」
妻「……」（黙って下を向いてしまう）

こんな具合に矛盾があぶりだされていきます。そして、事例のような場合は、妻が“かそういんぺい 偽装隠蔽”をした悪質なケースとして「**重加算税**」の対象にされてしまいます。ウソをつく、取り返しがつかないことになってしまうわけです。

■誰が解約したか筆跡も調べている

税務調査官は、前述したように定期預金や株式などの満期や解約、売買などの動きを、数年前にさかのぼってチェックしています。

定期預金を解約する場合は、金融機関に対して解約の手続きをするわけですが、金融機関はその解約者の筆跡や印影を伝票として10年間保存しています。したがって、調査官は金融機関で被相続人の預貯金などを調べる際に、伝票に残っている筆跡も確認しているのです。

たとえば、実際の通帳の出し入れや解約を妻が行っていたにもかかわらず、調査官から妻に対して、“定期預金の解約”や“通帳から数百万円単位で引き出されていた”事情について説明を求められたときに、妻が「夫の預金は夫が管理していたので、私はわかりません」などと答える場合があります。

しかし調査官は、すでに下調べをして確認しているわけですから、「金融機関の伝票の筆跡は奥さんのもののようですが、ちがいますか？」といわれて、ウソがばれてしまうわけです。

このような形でウソがばれると、税務調査官は心証としてその他のことも“この人が話していることは、すべてウソではないか”と疑ってかかりますので、十分に注意してください。

過去に不動産の売却がある場合の 相続税調査には要注意！

❑「5年前の不動産の売却代金はどこにきました？」

税務調査官は、調査に向く被相続人の家庭の収入状況や財産内容などを、おおざっぱに把握しています。

したがって、年収がいくぐらいあるかということは「確定申告書」等ですでに把握していますし、不動産の売却などの臨時収入があった場合も、通常は確定申告を行なっているので、やはり調査官は把握しているわけです。

たとえば、亡くなる5年前に2億円で不動産を売却していたとします。そうすると、その売却代金は、借入れの残金があれば借入れの返済をし、そこから譲渡費用や譲渡税を支払った残りが現金で残ることになります。仮に、この売却代金の残りが1億円だとすると、何か多額なものを買うなど大きな消費をしないかぎり、相続の発生時点ではかなりのお金（預貯金）が残っているはず、ということになります。

税務調査官は、その売却代金の残りがいくぐらいになるのかについて、だいたいの“めぼし”をつけています。したがって、

「このときの売却代金の残りは1億円ぐらいあるはず。この代金で購入したと思われる財産は相続税の申告書には載っていない。そうすると、生活費や消費でつかったとしても、7,000万～8,000万円は預貯金として残っていると考えられるのに、相続税の申告書には預貯金が3,000万円しか計上されていない。おそらく計上モレの財産があると思われるから税務調査を行なおう」

といった展開になるわけです。

❑退職して間もない相続には要注意

被相続人が会社や役所でそれなりの地位を勤め上げたあとで、めでたく定年退職をし、その後、数年で相続が発生してしまったというような

場合も、過去に不動産の売却があった場合と同様に、相続税調査の対象となりやすいケースです。

なぜかという、このようなケースでは、定年退職時に相当な退職金をもらっているはずなので、当然にこの退職金が預金やその他の資産に姿をかえるか、もしくは借入金の返済などにあてられて相続を迎えているはずだからです。

提出された相続税の申告書に退職金ももとなった預貯金などの財産の記載がない、事前調査でも借入金を返済した形跡もない…、それでは“退職金はどこにいったのだろう”ということになるわけです。

❑子供に住宅取得資金を貸していた場合もチェックされる

たとえば、子供が住宅を購入する際に、親が子供に2,000万円のお金をだしてあげたとします。

じつは、このようなケースは、“贈与”なのか“お金の貸し借り”なのか、親子の間のことなので、いまひとつはっきりしません。しかし税務署では、親子間の金銭消費貸借は、基本的には“贈与”とみているので、たとえお金の貸し借りだと主張しても、税務署は「いや、贈与ではないか」といつてきます。

幸いにして“お金の貸し借り”という主張が通ったとしても、今度は相続発生時点で、まだ返し終わっていない金額が問題になります。相続時に子供が親にしている借金は、親である被相続人からみれば“子供に対する貸付債権”なので当然、相続財産として相続税の対象になるわけです。

“親子の間の貸し借りだから関係ないだろう”などと考えて、相続財産に計上しないでおくと、相続税調査の際にしっかり指摘されてしまいます。これも気をつけておいたほうがよいでしょう。



税務調査官は貸金庫までついてくる というのは本当か？

□調査官の昼食はどうしたらよいか

税務調査は、午前中はだいたい、被相続人の生い立ちや趣味、病歴、預貯金の管理者などの聞き取りを中心にすすんでいきます。そして、12時近くになると調査官は、「それでは食事に行ってきますので、また1時間後に戻ってきます」といって食事にでかけます。

このとき相続人のほうで、「食事を用意します」とか「食事を用意しているので召し上がってください」などといっても、調査官は決して食べません。

じつは、公務員の倫理規定でこういったことは禁止されているので、無理に食事を強要しないほうがよいでしょう。

□午後の調査内容は現物確認が中心

税務調査官が昼食から戻ってくると、通帳や印鑑、権利証などの重要なものがどこに保管されているか、その現物を見せてほしい、といった要求をします。その際、被相続人のモノはもちろんですが、同居相続人のモノも現物確認を要求してきます。

そして、相続人が引出しや金庫などに保管している現物を取りに行くときには、調査官は必ず後ろからついていって、その保管場所を確認するとともに、その大事なものがしまっている周辺の確認まで要求してきます。

これは、大事なものがしまっている周辺には、相続人が税務署に知られたくないもの、たとえば、親族名義の通帳や申告書に載せていなかった株式の現物などが、いっしょに保管されている場合が多いため、その確認をするわけです。

なお、大事なものが銀行の貸金庫にしまっている場合、あるいは大事なものをしまっていないなくても貸金庫がある場合には通常、調査官は貸し

金庫までついていって中身の確認を行いません。

また、通常は“印鑑調べ”といって、その家にある印鑑を相続人からだしてもらい、“誰の印鑑なのか”“何に使用している印鑑なのか”などの聞き取りを行いません。そして、はじめに朱肉をつけないで印鑑を押し、そのあとで朱肉をつけて印鑑を押し、といった作業を行いません。

これは、よく使用している印鑑は、朱肉をつけなくてもある程度印影がうつるため、どの印鑑がよく使われているかを確認して、印鑑とその印鑑を使用した預貯金などの真の所有者が誰なのかといったことを調べているわけです。

□同居していない親族名義の預貯金があった！

現物確認の過程で、たとえば、嫁にいった娘名義の通帳や、遠くに住んでいる息子の家族名義の定期預金証書などがでてくると、大変面倒なことになります。

同居していない人の名義の財産が“被相続人宅”に存在すれば、これはまさに“被相続人が管理していた財産”であり、“名義預金”であるとして、被相続人の相続財産ということになるからです。

ところで、このような被相続人と同居していない人の名義の預貯金が“被相続人宅”にあったとしても、これらの預貯金が被相続人からその名義人に贈与されたもので、きちんと贈与税の申告も行なわれていたような場合はどうなるのでしょうか？

結論からいえば、やはり税務当局とのトラブルは免れません。なぜなら、贈与をしたのであれば、その預貯金は受贈者の管理下におかれるのが当然であり、それが贈与者のもとにあれば、受贈者にとっては、贈与をしてもらったにもかかわらず、“自分の自由にできないお金”ということになります。

つまり、結局はもらっていないことと同じという結果になるわけですから、税務署からみれば「相続税逃れのために、偽装の贈与税申告をしていた」ということになるわけです。

建物の敷地の実測面積は 税務署にわかってしまう

□アパートの敷地の本当の面積はもっと多いのでは？

土地の相続税評価額は、実際の面積で評価することになっています。つまり、土地の面積は登記簿に記載されているので、通常はその登記簿に記載されている面積が、その土地の面積になるわけです。しかし、“縄のび”といって、登記簿は「300㎡」となっているのに、実際の面積は「340㎡」あるといったケースがあり、このような場合は、登記簿の面積ではなく、実際の面積で相続税評価額を求めなければならないわけです。

「そんなこといったって、実際の面積のほうが登記簿より大きいなんて、実際に測量してみなければわからないはず。だから、税務署がいちいち土地を測量してみないかぎり、わかることはないのではないか」

といった疑問をもつかもかもしれません。じつは、マイホームやアパートなどの建物を建てる場合は、その建物を建てる敷地を実測して、その実測図面をもとに「**建築確認申請書**」を市町村に提出することになっています。したがって、税務署は「**建築確認申請書**」を確認することで、実際の面積を知ることができるのです。

そこで、税務調査の際には、事前に「**建築確認申請書**」を調べられて、土地の実測面積が把握されているので、アパートの敷地の評価額を訂正させられるといったことが起こるわけです。

